

# 幼稚園教育内容

## —その変遷と意味—

末 光 義 史

昭和六一年一〇月二〇日、文相の諮問機関である教育課程審議会は教育課程改訂のための「中間まとめ」を公表した。最終答申は六二年末に予定されている。この最終答申を得て、六三年には幼稚園、小学校、中学校の、六四年には高等学校の新しい学習指導要領が告示され、幼稚園は六五年から、小・中・高はそれぞれ六七、六八、六九年から新しい学習指導要領が実施される。

小・中・高の学習指導要領に相当する幼稚園教育要領は、今日の改訂で前記の如く六三年九月告示、六五年春からの実施を予定されているが、このことと係わって、昭和五八年一月になされた中央教育審議会教育内容等小委員会審議経過報告では、「幼児及び幼児を取り巻く環境等の変化に対応した幼稚園教育の内容・方法の改善について、早急に検討を進める必要がある」との提言がなされた。

これを受けて文部省は、昭和五九年五月、「幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議」（座長、河野重男お茶の水女子大教授）を発足さ

せ、時代の変化に見合った幼稚園教育のあり方を探り、問題点を明確にして、幼稚園教育要領を改訂する作業に着手した。

この調査協力者会議は、昭和六一年七月一五日、改訂の基本方向をまとめた中間報告をし、九月三日には「幼稚園教育の在り方について」最終報告をまとめ六三年九月の新教育要領告示に向けて教育課程審議会にバトンタッチされた。

ここでは、今回出された調査協力者会議の最終報告を前にして、幼稚園教育内容を、その歴史的流れと、公教育としての幼稚園教育内容という視点からもう一度見直してみようと思う。

### 幼稚園の創設と基礎期の幼稚園

徳川幕府による三百年の鎖国体制に代った明治新政府は、富国強兵・文明開化という二つを基本政策とした。すなわち、富国強兵策は統一政

府のもとに政治権力を中央政府に集中し、工業生産と近代軍事力を増強して、外国勢力の圧迫・脅威に備え、また、文明開化策は近代文明の啓蒙普及と国民意識の向上を図った。同時に富国強兵策が、外国の圧迫・脅威に対する軍事工業力の誇示であるのに対し、文明開化策は、近代文明体制の誇示でもあり、それは教育制度の樹立等という形で具体化された。明治五年の学制頒布も、明治九年の東京女子師範学校附属幼稚園の設置もそうした意図を多分に持ったものといえる。

わが国の最初の幼稚園は、京都の幼稚遊嬉場であるとか、あるいは東京女子師範学校附属幼稚園であるとか言われている。幼稚遊嬉場は明治八年一二月に開設されたが、僅か一年半程で廃止された故に、一般には明治九年一月一五日に開設された東京女子師範学校附属幼稚園を以てわが国最初の幼稚園としている。

次にこの東京女子師範学校附属幼稚園はどのような内容を持っていたであろうか。

附属幼稚園規則には

第一条 幼稚園開設ノ主旨ハ学齡未滿ノ小兒ヲシテ天賦ノ知覺ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓発シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ

第二条 小兒ハ男女ヲ論セス年齡滿三年以上滿六年以下トス(以下略)

第九条 入園ノ小兒ハ年齡ニ由リテコレヲ分ツテ三組トス但シ滿五年

以上ヲ一ノ組トシ滿四年以上ヲ二ノ組トシ滿三年以上ヲ三ノ組トス

第十条 小兒保育ノ時間ハ毎日四時トス但シ当分ノ内保育時間内ト雖

モ小兒ノ都合ニ由リ退園スルモ妨ケナシトス

第十一条 小兒在園ノ時間ハ六月一日ヨリ九月十五日マテ午前第八時

ヨリ正午十二時ニ至リ九月十六日ヨリ五月三十一日マテ午前第九時

ヨリ午後第二時ニ至ル(一)

のように幼稚園の目的、在園年数、組の編成、保育時間の他、定員、保育料、休園日数の条項が示されている。

また、この幼稚園での一日の保育は次のようであった。(二)

一日の保育時間は、四時間、午前一〇時頃から午后二時頃まで、大方、毎日同じように繰り返された。

登園

整列

遊戯室——唱歌

開誘室——修身話か庶物語(説話或は博物理解)

戸外あそび

整列

開誘室——恩物——積木

遊戯室——遊戯か体操

昼食

戸外あそび

開誘室——恩物

帰宅

これ等の活動が鐘を合図に殆んど毎日くり返された。それぞれの時間

は二〇分乃至三〇分で、比較的小刻みの保育案であった。

幼児は朝登園した後、付添人と共にまず監事室に入り、朝の挨拶をすませた上で、それぞれの保育室に入る。朝の遊戯室の集りは、現在行なわれている集会であつて、全幼児が一堂に集まり、行儀などについてのやさしい誠めがあつた。帰る時にも、帰宅途中の作法、両親への挨拶の仕方などの注意がなされた。

手技、すなわち恩物は、必ず毎日、午前と午後があり、午前は多くは積木の類、午後は絵描き、色紙、麦わら等を材料としたものの製作であつた。

大体、この時期は、右のような一日の保育であつた。手技——恩物が毎日行なわれている上に、午前・午後に課しているのをみると、一日の仕事の大部分を占めている。談話などが一週乃至二週に一回だったのに比べると、恩物が中心であつた。

保育科目は

- 第一 物品科 日常ノ器物即チ椅子或ハ禽獸花果等ニツキ其性質或ハ形状等ヲ示ス。
- 第二 美麗科 美麗トシ好愛スルモノ即チ彩色ヲ示ス。
- 第三 知識科 観玩ニヨツテ知識ヲ開ク即チ立方体ハ幾個ノ端線平面幾個ノ角ヨリ成リ其形ハ如何ナル等ヲ示ス

の三科で、物品科とは、幼児の日常生活に必要な器具の名称や、性質、形状等を知らせたり、実物を見せたりするので、今日の観察に相当する。美麗科とは、美しいものを見せたり、彩色した色紙で物を作つた

り、絵を描いたり、錦絵を見せたりして、幼児に美麗を好む心を養うためであつた。知識科は、幼児の知識を開くのが目的で、積木、談話、唱歌等がこれに含まれた。

またこれら三科は二十五の子目に分れていた。即ち、五彩球の遊び、鎖の連接、木箸の置方、剪紙貼付、図画、木箸細工、紙片の組み方、唱歌、遊戯、三形物の理解、形体の積み方、環の置き方、針画、織紙、粘土細工、計数、説話、貝の遊び、形体の置き方、剪紙、縫画、畳紙、木片の組み方、博物理解、体操の二十五で、フレーベルの二十恩物に準拠したものであつて、中でも手技の多いのが特徴といえよう。(3)

○保育時間表

第一ノ組 小兒滿五年以上滿六年以下

月	三十分	三十分	四十五分	四十五分	一時半
室内会集	博物修身等ノ話	計数(一ヨリ百ニ至ル)	形体置キ方(第七箱ヨリ第九箱ニ至ル)	図面及ヒ紙遊戯	同
火	同	木箸細工(木箸ヲ折りテ四分ノ一以下分数ノ理ヲ知ラシメ或ハ文字及ヒ数字ヲ作ル)	形体積ミ方(第五箱)及ヒ小話	針画	同
水	同	唱歌	剪紙及ヒ同貼付	歴史上ノ話	同
木	同	木箸細工(豆ヲ用ヒテ六面形及ヒ日用器物ノ形体ヲ模造ス)	形体置キ方(第九箱ヨリ第十一箱ニ至ル)	畳紙	同
金	同	木片組ミ方及ヒ粘土細工	形体積ミ方(第五箱ヨリ第六箱ニ至ル)	織紙	同
土	同		環置キ方	縫画	同

但シ保育ノ余間ニ体操ヲ為サシム

第二ノ組 小児満四年以上満五年以下

月	三十分	三十分	四十五分	四十五分	一時半
室内会集	体操	形体置キ方	博物修身等ノ話及ヒ図画	図画(三角形等ニ至ル)	遊戯
火	同	同	形体積ミ方(第三箱ヨリ第四箱ニ至ル)	縫画(三倍線等)	同
水	同	唱歌	計数(一ヨリ二十ニ至ル)及ヒ体操	織紙(第十二号ニ至ル)	同
木	同	体操	木箸置キ方(六本ヨリ二十本ニ至ル)	豊紙	同
金	同	同	歴史上ノ話	形体積ミ方(第四箱)	同
土	同	同	同	同	同

第三ノ組 小児満三年以上満四年以下

月	三十分	三十分	四十五分	四十五分	一時半
室内会集	体操	球ノ遊(第一箱)	小話	図画(三倍線ノ直角等)貝ノ遊ヒ	遊戯
火	同	同	三形物(球、円柱、六面形)	豊紙(第一号ヨリ第四号ニ至ル其他単易ノ形)	同
水	同	唱歌	計数(一ヨリ十二ニ至ル)及ヒ体操	鎖ノ連接	同
木	同	体操	形体積ミ方(第三箱ニ至ル)	針画	同
金	同	同	木箸置キ方(六本ニ至ル)	同	同
土	同	同	同	同	同

右の時間表でよく分るごとく、手技に属するものが非常に多く、二十遊嬉にもとづくフレールの保育がそのままなされていた。このフレール直訳の保育は手技に典型的に表われているが、説話、博物理解、唱歌遊戯にしても、多分に欧米直輸入のもので、日本の子ども達の実状に立脚したものではなかった。(4)

そもそもわが国の初期の幼稚園が、下からの国民的要請によって創られたのではなく、近代諸制度を整えようとする明治政府の政策によって創られたものである点から考えれば、その保育内容が欧米の直輸入であったことは極く当然のことで、また止むを得なかったことともいえる。

さらに、当時、小学校入学すら義務でなかったところで、小学校の前段階である幼稚園に子弟を入園させようと考えたことは、余程進歩した家庭でなければあり得なかったであろうし、実際に入園する者は、富貴・貴顕の有産階級の子弟がその全部を占め、馬車や人力車等でお附の女中に伴なわれて通園した等の事と併せ考えると、幼稚園をして、一般国民とは程遠いものという感を一層強いものにした。

創設期におけるこうした幼稚園のスタートは、その後の幼稚園の普及発展を遅々としたものにした。そうした状態の中で、明治十二年四月に、鹿児島女子師範学校附属幼稚園がわが国第二番目の幼稚園として、また同年五月にはわが国三番目の幼稚園が大阪府立模範幼稚園として開設された。

鹿児島女子師範学校附属幼稚園の開設に当っては「明治十二年二月之ヲ創設シ以テ県立鹿児島女子師範学校附属ス尋キテ東京女子師範学校助訓豊田英雄女ヲ聘シ保母ノ任ヲ囑ス」(6)とあるように、東京女子師範学校附属幼稚園の保母豊田英雄女史が現地に招かれ指導した他、大阪府立模範幼稚園の開設に当っては、東京女子師範学校保母見習生であった氏原銀が係わったこと、大阪で二番目に古い、愛珠幼稚園の開設に当って、

その設立の趣旨・規則・保育科目等を記した「幼稚園志留弁」等からも明らかのように、初期の幼稚園は、東京女子師範学校附属幼稚園を做つたものであった。(7)

もっとも、明治一四年六月小西信八は東京女子師範学校附属幼稚園監事に就任し、従来の保育科目に改正を加え、保育の要旨、保育課程表等を制定した。(8)

保育の要旨は「学齡未滿ノ幼児ヲ保育シテ家庭ノ教育ヲ補ケ学校教育ノ基ヲナスモノナレバ務メテ徳性ヲ涵養シ身体ヲ發育シ知能ヲ開導センコトヲ要ス」と幼稚園の目的と保育の目標を明確にし、これに応じて、保育の科目を 一会集 二修身ノ話 三庶物ノ話 四木ノ積立 五板排へ 六箸排へ 七鑲排へ 八豆細工 九珠繫ギ 一〇紙織リ 一一紙摺ミ 一二紙刺シ 一三縫取り 一四紙剪リ 一五画キ方 一六数へ方 一七読ミ方 一八書キ方 一九唱歌 二〇遊戯 の二〇とし、五彩球ノ遊ビ、三形物ノ理解、貝ノ遊ビ、鎖ノ連接、形体ノ置キ方、粘土細工、紙片ノ組ミ方、博物理解が除かれ、逆に、会集、数へ方、読ミ方、書キ方が新たに保育科目として加えられた。

幼稚園が一部の都邑内に限られ、地方にまで及んでいないこと。収容する子どもが専ら富豪の子どもに限られていたこと。幼稚園教育の重要性がまだ十分に理解されず設置の必要が感じられなかったこと。特に貧区窮民の為に幼稚園が益あるにも拘らず、貧区窮民の子どもは収容されていらないことを反省し(9)明治十五年には、簡易な幼稚園でもよいから、なるべく多く設置して、幼児教育の普及発達を図ろうとした。(10)

#### 幼稚園の発展と「幼稚園保育及設備規定」の制定

「幼稚園ノ年一年ヨリ増加スル所以ハ普通教育ノ進歩スルニ随ヒ地方ノ人心漸ク之カ必要ヲ感悟シタルノ所ニアラスンバアラス」(11)

「各府県中間々廢園スルモノアリト雖モ其起ルモノ頗ル多ク驟々止マサルノ觀ヲ呈セリ是レ世人漸ク幼児保育ノ必要ヲ感スルニ至レルニ由ラスンハアラズ」(12)

「普通教育ノ漸次上進スルニ随ヒ世人ノ幼児保育ノ必要ヲ感スルモノ益々多ク年トシテ幼稚園ノ増加ヲ見サルハナシ」(13)

などと報告されているように、国民大衆が教育の重要性を認識すると共に、幼児教育の必要性を理解するようになり、これと前記の文部当局による幼稚園設置の推進策、さらに、保母養成機関が作られ、多数の保母が養成されたこと等が相俟って、明治二十二～四年頃より、幼稚園の増は非常な勢いで増していき、明治二九年に園数は二二〇園に達した。

このような幼稚園数の増加に伴い、幼稚園の編成、組織、保育項目などについて一定の規準を示す必要が生じた。そこで文部省は、明治三二年六月、「幼稚園保育及設備規定」を定めた。(14)

#### 第五条 保育ノ要旨ハ左ノ如シ

一、幼児ヲ保育スルニハ其心身ヲシテ健全ナル發育ヲ遂ケ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハントコトヲ要ス

二、保育ノ方法ハ幼児ノ心身發育ノ度ニ適応セシムヘク其會得シ難

キ事物ヲ授ケ或ハ過度ノ業ヲ為サシメ又ハ之ヲ強要シテ就業セシムヘカラス

三、常ニ幼児ノ心性及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメンコトヲ要ス

四、幼児ハ極メテ模倣ヲ好ムモノナレハ常ニ善良ナル事例ヲ示サンコトニ注意スヘシ

第六条 幼児保育ノ項目ハ遊嬉、唱歌、談話及手技トシ左ノ諸項ニ依ルヘシ

この規定は、東京女子師範学校附属幼稚園規則が内規であったのに反し、わが国すべての幼稚園を対象としたものであった。ただその「保育の要旨」は、前記の女子師範学校附属幼稚園の主旨と内容的に同じ部分が多い。しかし、保育項目については「遊嬉、唱歌、談話及手技」と非常に簡素化されている。ただ「手技ハ幼稚園恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意発育ノ資トス」とあるように、恩物を重視していた。

日露戦争が終わり、政府の対外政策への余裕が生ずると共に、明治三十年代も後半になると日本の資本主義化も大いに進んだ。こうした社会状況のもとに大正期に入ると幼稚園数は急増した。これに伴い必然的に幼稚園を制度面でも充実させる要望が生じてきた。

「幼稚園令」及び「幼稚園令施行規則」の制定

こうした社会の背景のもとに「従来幼稚園ニ関スル事項ハ小学校令施

行規則中ニ規定セラレタリ然レトモ時勢ノ進運ニ伴ヒ幼稚園ノ事業ハ漸ク順当ニ発達シ来リタルヲ以テ其ノ制度ニ就キテ考慮ヲ要スルノミナラス当今我カ国ニ於ケル社会ノ情勢ニ鑑ミテ一層其ノ施設ヲ改善スルノ必要アルヲ認ムコレ幼稚園令ノ公布ヲ見ルニ至リタル所以ナリ」(15)と幼稚園も漸く市民権を得て、大正十五年四月、小学校の規定から独立した「幼稚園令」が公布され、同時に「幼稚園令施行規則」が制定された。

「幼稚園令」

第一条 幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

第四条 幼稚園ハ小学校ニ附設スルコトヲ得

第六条 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小学校ノ始期ニ達スル迄ノ幼児トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満ノ幼児ヲ入園セシムルコトヲ得

「幼稚園令施行規則」

第一条 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一条ノ旨趣ヲ遵守シテ幼児ヲ保育スベシ(以下略)

第二条 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス

第五条 幼稚園ニ於テハ年令別ニ依リ組ノ編制ヲ為スヲ常例トス

第六条 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時数、組数等ニ応シ必要ナル員数ノ保母ヲ置クコトヲ要ス(16)

すなわち、この「幼稚園令」及び「幼稚園令施行規則」には、幼稚園の目的及び保育の目標が明確に規定された。但し、その内容は、明治

十四年の東京女子師範学校附属幼稚園の「保育ノ要旨」以来の内容であり、また「幼稚園ハ小学校ニ附設スルコトヲ得」として、幼稚園を純粋な教育機関としながらも、「家庭教育ヲ補フ」の域を出られなかった。

また施行規則第五条、第六条が示すように教育機関としての形態を整えることに努めながらも、令第六条「但シ」以下のように三才未満児の入園を認め、また「父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多数居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及発達セムコトヲ期セサルヘカラス随ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム又幼稚園ニ入園セシムヘキ幼児ノ年齢ニ就キテハ従来ノ規定ト同シク三歳ヨリ尋常小学校就学ノ始期ニ達スルマテヲ原則トスルモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未満ノ幼児ヲモ入園セシム得ルコトトセリ」(17)のように幼稚園に保育所(託児所)的性格を持たせようとした。

また保育項目を「遊戯 唱歌 観察 談話 手技等」とし従来の遊戯唱歌談話手技」の四項目に新たに「観察」と「等」を加え、その内容に弾力性を持たせた。これにつき前記文部省訓令は「保育須目ハ遊戯、唱歌、談話、手技ノ外観察ヲ加エテ自然及人事ニ属スル観察ヲナサシムルコトトシ尚従来ノ如ク其項目ヲ限定セス当事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ経験ニ応シテ適宜工夫セシムル余地ヲ存タリ」(18)と説明している。

この「観察」「等」が保育項目に加えられたことは科学的なものの見方や考え方を幼児の教育にも取り入れたことと共に、保育思想及びフレーベル理解が、従来の形骸化された恩物中心のつめこみ主義から、子どもの

自発活動を尊重する保育思想に発展していったことを典型的に示しているといえよう。こうした保育思想の発展の背景には、長年にわたる識者達の努力も大きな力となっていようが、大正デモクラシーの抬頭という社会的背景に負うところが見逃し得ない大きな力といえよう。

大正十五年の「幼稚園令」公布後、幼稚園の普及発達はめざましく、昭和十年代には二倍の二千園に対した。しかし戦時体制下に入りその数は伸び悩むと共に、戦争の激化と共に「幼稚園については空襲の危険の切迫とともに一定期間授業を中止することあるべきこと」(19)に至り、敗戦を迎えたころには、幼児教育施設は、全くその機能を喪失していた。

#### 戦後の新教育体制と「保育要領」

昭和二二年三月三十一日、「教育基本法」と「学校教育法」が成立した。学校教育法の成立により、戦前「学校教育ヲ補フ」ものとされていた幼稚園が学校体系の一階梯として明確に位置づけられ、それ独自の役割と使命を持つものとなった。

これに伴い、文部省はいち早く幼稚園教育内容の大綱づくりに着手し、同年二月「幼児教育内容調査委員会」を設置した。この委員会で作成された「幼児保育要綱」をもとに、CIEのヘファナン女史の示唆を受けつつ、最終的に公刊されたのが、昭和二三年三月試案「保育要領——幼児教育の手びき——」である。

これは幼児教育全般にわたる教育の原理を論ずると共に、幼稚園教諭のみならず、保育所保育や家庭の父母にも参考になる指導理念や方法を示している。更に、その保育内容に関しては、従来の保育項目を廃して、幼児の保育内容——楽しい幼児の経験——とした。それは、見学、リズム 休息 自由遊び 音楽 お話 絵画 製作 自然観察 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居 健康保育 年中行事の十二項目に広げられており、従来のものに増して網羅的であると共に非系統的でもある。

この「保育要領」の強調する保育観、保育方法は「幼児には幼児特有の世界があり、かけがえのない生活内容がある」「子供はみなめいめいの個性を持っている。知的能力についてもそれぞれの特徴がある。絵の得意な子供もあれば、粘土細工の得意な子供もある。絵本を喜ぶ子供もあれば、歌の好きな子供もある。運動の得意な子供もあれば、談話を楽しむ子供もいる。子供めいめいの興味を生かし、その特徴を最大限に伸ばしてやる点から考えれば、多くの子供たちに同じことをするようにしている保育のやり方は、反省されなければならない。このような保育は、せっかく持っている個性を無理に一つのわくにはめこむことになり、各自の特徴を伸ばすことができないからである。個性に応じて、おのおの子供の持っている知的能力を十分に発達させるために、それぞれの興味に最もよくかなった自由な活動が許される機会が与えられなければならない」(20)のように自由主義的な教育思想に基く、一人ひとりの個性の現実に基づいた、個性尊重、児童中心主義的なものであった。すなわち、この保育要領は、戦前、ペスタロッチ、フレーベル、デュ

ーイの教育思想を継承し実践しようとした倉橋惣三の教育理論と、アメリカの児童中心主義的な生活経験学習とに依るものであった。したがって、その基本的な教育思想は幼稚園教育には戦前から存在していたが、他の教育界ではそれが評価されず、戦後の新教育体制のスタートにより一躍脚光を浴びたかの感が強い。しかしながら教育界全体から考えると、戦前統制主義の後に得た自由主義教育思想だけに、それは殊の外高く評価された。

しかし、いかなる教育といえども、それが教育という営みである以上、無責任な放任主義ではなく、そこには常に何らかの教育的配慮、教育的意図が介在する。現に、自由主義的、児童中心的立場に立脚する「保育要領」も「しかし……子供の興味はその向くところが非常に限られている。そのままにしておくとは非常にかたよった心の子供ができてしまう。このことを避け、いろいろなものに興味をもつことのできるような、調和のとれた子供を作るためには、子供がいろいろなものに興味を持ち、またその興味をひきおこすことができるように子供の環境を豊かにととのえることが望ましい」(21)として単に子どもの興味の趣くままに放置する立場はとっていない。

学校教育法の規定により幼稚園が学校体系の中に組み入れられ、国家の手を通して「公教育」としての性格を持つと同時に、そこには自ずと、国家による教育目標に規定された枠が生じてくる。幸か不幸か、まだこの「保育要領」の時点では、国家的視点は極めて牧歌的にしか表われていなかった故、自由と個性尊重を力説する余地が残されており、更



に戦前の統制主義に対する反動もあって、「保育要領」のもつ羅列的、非系統的な面は、いわば陰にかくれたかの感があった。

「保育要領」から「幼稚園教育要領」へ

児童福祉法制定に伴い保育所が児童福祉施設として制度的に位置づけられたこと、また学校教育全体への国家的指導がおし進められると共に、今まで陰にかくれていた「保育要領」の持つ不備な点は必然的に表面に露呈し、それは「保育要領」の改訂へと具体化していった。

- ・ 学校教育機関としての幼稚園の教育内容を示すものとしては、適切さを欠く点や不備な点が多い。
- ・ 保育内容と目標とのつながりについて明示されていない。
- ・ 保育内容が系統的、組織的でないから、カリキュラム作成に非常に不便である。

・ カリキュラム作成の方法について何の示唆も示えられていない。等が「保育要領」に対する批判の主なものであった。

そこで、幼稚園を学校教育機関として明確に規定づけ、小学校教育との連関をつけること。教育目標を具体的に明示し、全体の保育内容を系統化し組織化することを課題として、教育課程審議会は昭和二五年一月、「幼稚園の教育課程について」を公にし、翌昭和二六年五月に文部省は「幼稚園教育の要領」編集委員会を発足させ、具体的な作業にとりかかった。

この編集委員会は昭和二八年八月「幼稚園教育要領」を作成し文部省に提出した。しかし、それが公にされたのは昭和三一年二月になってからであった。すなわち、当時、小・中・高校の学習指導要領をめぐって、その国家基準強化の動きが進行していたため、「幼稚園教育要領」も、これらと歩調を合わせ、「保育要領」のもっていた「手びき」あるいは「試案」という性格を捨てて、「公示」によってその国家的基準性を明示することとなった。

「保育要領」「幼稚園教育要領」が、小・中・高等学校の「学習指導要領」に相当することは言うまでもない。それで、ここで一旦眼を「学習指導要領」に転じ、これとの係わりとも併せて、「幼稚園教育要領」の検討を試みたい。

昭和二二年三月二〇日、まず最初に「学習指導要領一般編」が刊行された。その基準性は「試案」としての性格であった。

一般編の解説において、「この書は、学習の指導について述べるのが目的であるが、これまでの教師用書のように、一つの動かすことのできない道をきめて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教科課程をどんなふうに生かして行くかを教師自身が自分で研究して行く手びきとして書かれたものである」(22)と述べられている。

第二次の学習指導要領は、昭和二六年に出された。第一次と第二次の特徴を比較すると、第一に高等学校の教育課程が加えられ、小・中・高

をとおして、学習指導要領の全体的にわたって総括的に扱うことから記され、また全体として説明が詳細になっている。第二に第二章「幼児の生活」が除かれ、学校でどのように教育課程を構成するかを具体的に示した「学校における教育課程の構成」(第三章)と、教育課程をより適切なものに改めていくための「教育課程の評価」(第四章)が加えられた。全体としては、理論的な記述が整理され、体系化され、学校、教師への手引きとしての性格を具体化している。(23)

第三次学習指導要領は昭和三三年一〇月、文部省告示として公示された。第三次の大きな特徴は、文部省が学習指導要領に法的拘束力をもたせたことである。

この改正に当っては文部省の担当官は「従来の学習指導要領も、小・中学校の教育課程の基準を示すものであった。しかし従来のそれは、作成当時の特殊事情もあって、教育課程の基準性が必ずしも明らかでない面があった。すなわち、従来の学習指導要領には、それによらなければならぬ、いわば法的規範力をもつ部分と、必ずしもそうでない、いわば参考的、示唆的なものが混在しており、軽重本末の不明確な点があり、どこまでが基準として守らなければならないものかの判断に苦しむようなところがあった。そこで今回は、教育課程の基準として法的規範性をもつものと、そうでない参考的、示唆的なものをはっきり区別する方針をとり、前者は主として学習指導要領に、後者は法的拘束力をもたせない指導書ないしは手びき書として別々に作成することにしたのである」(24)と説明している。

第三次学習指導要領の特徴は、第一に、告示として示されたという理由で、簡単な目標・内容の記述にとどまり、従来の学習指導要領にみられた理論的な記述は除かれている。第二は、従来の、生活・経験を教育課程構成の軸として、教科間の総合性を強調し、生活単元学習を基調としてきたことを批判し、系統性を重視するという転換がみられる。(25)

第四次学習指導要領は昭和四三年の小学校から毎年順次出された。その改訂の理由は、従来の学習指導要領の構成が、教育課程の基準としての法規という観点からみた場合に、必ずしも体系的ではなく、規定の仕方も各教科間の統一性という点で十分でなかったという反省のもとに、その整備を図るということであった。それ故、学習指導要領の全般の規定の仕方についても、統一性・簡潔性が旨とされ、解説的・説明的記述が省かれ、教育課程についての国の基準としての性格がより明確にされた。

第五次学習指導要領は昭和五二年に告示された。この改訂は「落ちこぼれ」を始めとする様々な教育現場のひずみを背景に置いての改訂であった。その改訂は「ゆとりある教育」のもとに、内容上では、各学校にかなりの自由裁量を認めた点で、第四次までの改訂とは趣を異にするものであった。

以上、五次にわたる学習指導要領改訂の経緯を概観したが、そこに一貫して流れるものは「試案」から「告示」へと法的拘束力を強めたことであると共に、第五次改訂を例外として、生活・経験を重視する立場から、教育内容の体系化・系統化を志向したものといえる。

ところで、文部省によって「公示」された「幼稚園教育要領」（昭和三十一年二月）は、その「まえがき」において、

1 幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした。

2 幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役立つようにした。

3 幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示した。

第二章 幼稚園教育の内容では、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の所謂「六領域」に保育内容を分類した。

また、各領域毎に、「幼児の発達上の特質」を示すと共に、「望ましい経験」を示した。

また総合的に指導すべきことを示すと共に、指導計画の重要性を述べ、指導計画作成上の留意点を明らかにしている。

この新たな「幼稚園教育要領」に対して、幼稚園教育関係者の多くは批判的であった。すなわち、「保育要領」における自由主義が改められ、六領域による小学校の教科教育の傾向が強められたこと、あるいは、国家による指導統制が強化されたこと等が、批判され危惧された主要な点であった。

確かに「保育要領」は、個性尊重、児童中心主義的立場で貫かれている。しかしその「保育要領」が教育基本法に掲げている教育の理想や、学校教育法に示してある幼稚園の目的や、その教育の目標や、教育の一

般目標など、こうした社会の要求をはっきりわきまえ、その実現にためなければならぬと同時に、この目標に向かつていく場合、あくまでも、その出発点となるのは子供の現実の生活であることを忘れてはならない<sup>(26)</sup>と述べて、児童中心主義の生活経験学習も所詮は国家によって定められた教育目標に到達していくための一つの方法論にすぎないことを自ら語っている。

教育が教育として成り立つ限り、そこには必ず教育目的、教育的配慮が存するはずである。たとえ「自由主義」といわれても、それが教育においてである限り、言葉通りの無責任な自由や放任を意味するものではない。

各人が自らの意図と責任において教育を引き受けていた近世の「私塾」や、生活と生産の中で行なわれたかつての家庭教育ならいざ知らず、近代公教育制度として存在する教育制度下において、国家による教育目標の基準化ということは避けられないものである。

したがって、公教育を前提にしている立場からは、上記のことは極く当然のことであり、幼稚園教育要領作成の当事者からは自信に満ちた弁があふれた。

「幼稚園教育要領が国家的な基準を示すということは、そのとおりであるが、それは決して、教育要領がまずあって、天下の保育がそれにづく、という事実を意味するものではない。反対に、わが国の幼児教育界における現実のいとなみそのものが源泉になっていて、そのなかから汲みとってきたもので、幼稚園教育要領ができあがるものなのであ

る。(27)

このたびの幼稚園教育要領は誰が何といおうと画期的なものである。わが国の幼稚園教育開始以来八十年、未だかつてくわだてられなかった偉大なる仕事である。幼稚園教育の長い歴史の間にこれだけ組織づけが行われたことがあったろうか。「第一に、具体的な目標をはっきり示したことである。目標のはっきりしない教育活動がどのようなものであるかは、ここにことさらいう必要はないであろう。具体的目標をかかげ、その目標を達成するに必要と思われる『経験や活動』の例をあげて、教育課程作成の基本線を与えるとともに、指導目標設定に便ならしめたことである。この点、保育要領と比較してみれば、如何に進歩したか明瞭となるであろう」(28)

#### 「幼稚園教育要領」の改訂

昭和三三年から始まった小・中・高等学校の教育課程の改訂に伴って、昭和三三年三月頃から「幼稚園教育要領」の改訂作業が開始された。学校教育としての一貫性を図る必要があること、社会の進歩発展に即応し、その実施の経験にかんがみて改善を図る必要があること等が改訂の理由であった。

昭和三七年一〇月、文部省は教育課程審議会に対して「幼稚園教育課程の改善について」諮問した。これを受けて同審議会は約一年間にわたって検討し、答申した。

「幼稚園教育の充実と普及を図り、適切な環境のもとに幼児を明るく健かに育てあげることが、とりもなおさず日本民族の活動力の源泉を培うことであり、将来の日本をにやにやに足りる国民の育成という大きな課題にこたえるゆえんであると思う」「さきに、小学校、中学校の教育課程が改訂されたが、それは究極において将来の日本をにやにやに足りる国民の育成を目ざすものである。幼稚園教育は、その特質を発揮しつつ、このような教育の基本方針に沿って一貫した目標のもとに営まれる必要がある」(29)と述べられているように、この改訂の課題が幼稚園教育要領に対する国家基準性をより一層強化するものであったといえる。

文部省はこの答申に基づいて、昭和三九年三月「幼稚園教育要領」の改訂を告示し、四月一日から施行した。

政府文書としての冗長さを省き形式を整えると共に、三一年「教育要領」の各領域の「望ましい経験」を新たに「望ましいねらい」として各領域ごとに掲げた。すなわち、「ねらい」と「活動」の混淆物である「経験」の提示は、現場にとっては便利である反面、国家基準としては焦点がぼける感がある。それ故、国の基準としては確固たる「ねらい」を明示し、具体的な経験や活動は現場の自主的選択に委ねた。

以上みてきたように、昭和二二年の「保育要領」から新「幼稚園教育要領」までの経過は、その良し悪しは別として、教育基本法、学校教育法に基づく国家による「公教育」の一貫した流れ以外の何物でもない。従って「公教育」としての国家的教育目標の枠内に許容される方法論

は、例えば「保育要領」が強調した児童中心の生活経験学習の考え方が、新「幼稚園教育要領」の中でも、

「具体的な指導のねらいを明確にし、幼児の生活経験に即し、その興味や欲求を生かして、各方面にわたる豊かな経験や活動を行なわせるようにすること」(30)として明確に継承されている。

「わが国の幼稚園教育を貫いてきた道に、根本的に変えねばならないものがあるだろうか。個々の枝葉にわたることは改めたり加えたりすることがあるではあるが、戦後の保育要領にしても、今までの幼稚園教育要領にしても、根本的な趣旨や精神は、わが国の幼児教育界の識者たちが守りつづけてきたものと同じものであったし、この度の改訂もまた、むしろ、その趣旨をいっそうよく実現するためのものであって、幼児教育がやること自体は根本的に変わるはずはないのである」(31)という坂元氏の弁は、保育要領の作成から幼稚園教育要領の作成に係わって来た当事者の弁解ではなく、客観的事実を述べているように思える。

かつて勤評闘争の激しかった頃、教育内容に関して「体制」「反体制」という「物指し」で国の教育行政を評価・判断することが一般的であり、また、それなりの有効性も充分あった。しかしながら、資本主義社会が高度化し、現実の社会も巨大化、複雑化し、同時に進歩した現代にあつては、少なくとも、国の教育行政をかつてのように「体制」「反体制」の物指しで計りつづけることは、その本質を見抜くことに自ら目を閉じてしまうことになりはしまいか。

現に、昭和五二年告示の第五次学習指導要領改訂は、従来通り、他ならぬ文部省によって行なわれたことには変りないにもかかわらず、その内容は自由裁量の余地を拡大している。

今回の、幼稚園教育要領に関する調査研究協力会議の「幼稚園教育の在り方について(最終報告)」も、その基本は、

1 公教育の一環としての幼稚園教育という立場から、文字、数概念、自然との直接的な触れ合い、人間関係などの基礎と、基本としての教育目標が定まっていれば、あとは、画一化になるのは困る、むしろ、自由で、柔軟で、多様であることが望ましい。

2 幼児の個性に応じる教育方法の必要性。

3 小学校との連携とは、幼稚園教育の独自性を十分に果たすことによつて結果される。徒らに「小学校化」することではない。

という立場で貫かれており、極めて、自由主義的、個性的、あるいは、賢明な行政の立場で一貫しているといえる。

国家による「公教育」である限り、国の教育行政は、その具体的教育内容においても、上・下にしろ、左・右にしろ、その「極端」とされる部分を切り落とし、「公教育」の枠内で許容される「最大公約数」を基準として示してくるのは止むを得ないことも知れない。

それと同時に、ただここで注意せねばならぬことは、この「最大公約数」が常に絶対的善とされることへの問題である。従つて、現実の個々の場面では「基準」を基にして切り捨てられる「極端」のケースの一つの内実が丁寧に確かめられる必要があるはしないだろうか。

注 (1) 「文部省年報」(明治十年)

(2) 倉橋惣三、新庄よし子「日本幼稚園史」フレールベル館一九五六、P 一五八一―九

(3) 「文部省年報」(明治十年)前掲「日本幼稚園史」(P 一六一―一六四)

(4) 「日本幼稚園史」四、五、六章

(5) 「日本幼稚園史」P 三六―七

(6) 文部省「幼稚園教育九十年史」ひかりのくに昭和出版 昭和四四年 P 五二七

(7) 「幼稚園教育九十年史」P 八五―六「大阪府教育百年史」第二卷 三七六―三八〇

(8) 「日本幼稚園史」P 二〇〇―二〇四

(9) 「文部省年報」(明治十三年)

(10) 「文部省年報」(明治十五年)

(11) 「文部省年報」(明治二十一年)

(12) 「文部省年報」(明治二十二年)

(13) 「文部省年報」(明治二十三年)

(14) 「幼稚園教育九十年史」P 三三七―八

(15) 「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」(大正十五年 文部省訓令第九号)

(16) 「幼稚園教育九十年史」P 三四五―三四九

(17) 大正十五年 文部省訓令第九号

(18) 大正十五年 文部省訓令第九号

(19) 「幼稚園教育九十年史」P 一八

(20) 「保育要領」

(21) 同上

(22) 「学習指導要領 一般編(試案)」昭和二年 P 二

(23) 肥田野直、稲垣忠彦編「教育課程 総論」戦後日本の教育改革六、一九七一東京大学出版会 P 二五〇―二五一

(24) 安達健二「改定の基本方針は何か」(時事通信・内外教育版)第九九二号 臨時増刊・中学校編改訂学習指導要領の解説、一九六八年一月二七日

(25) 「教育課程 総論」P 三四七

(26) 「保育要領」

(27) 坂元彦太郎「幼児教育の構造」フレールベル館 一九六八、P 六一

(28) 宮内孝「幼児の教育」一九五五年五月号

(29) 「幼稚園教育課程の改善について」昭和三八年九月 文部省「幼稚園教育百年史」ひかりのくに昭和出版 昭和五二年七二―八―七三〇

(30) 「幼稚園教育要領」昭和三九年

(31) 坂元彦太郎「幼児教育の構造」P 六四―五